

申請・届出名称	(第82号様式) 決算届
内容	医療法人が医療法第52条第1項の規定により、毎会計年度終了後2月以内に作成した事業報告書等を提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課 (久留米商工会館4階)
提出時期	会計年度終了後3月以内
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 事業報告書 <input type="checkbox"/> 2 財産目録 <input type="checkbox"/> 3 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 4 損益計算書 <input type="checkbox"/> 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書 ※該当がない場合は、空欄に「該当なし」と記入すること。 <input type="checkbox"/> 6 監事の監査報告書 <input type="checkbox"/> 7 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 <input type="checkbox"/> 8 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること。 (1) 純資産変動計算書 (2) キャッシュ・フロー計算書 (3) 附属明細表 (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書  <注意事項> 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。 2 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項 (組合等登記令 (昭和39年政令第29号) 別表の資産の総額) の変更の登記が必要である。
備考	